

第5期

七宗町地域福祉計画 地域福祉活動計画

地域で「つながり」を感じ、安心して暮らせるまち“ひちそう”

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和7年3月

七宗町・七宗町社会福祉協議会

1

この計画について



地域福祉とは

地域福祉は、住民一人ひとりが地域社会の一員として支え合い、誰もが安心して暮らせる地域をつくる仕組みです。地域福祉を進めるためには、住民同士が支え合える関係を築くことが大切です。地域住民だけでは解決できない問題は、行政・福祉団体などが協力し、解決に取り組んでいきます。

計画策定の趣旨

七宗町ではこれまで、町が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」をそれぞれ独立して策定し、相互に連携しながら地域福祉活動を推進してきました。これらの計画は、住民をはじめ、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら取組を進めるという共通の目的を持っています。今後は、両計画を一体的に策定することにより、その連携をさらに強め、より包括的、効果的に地域福祉を推進していきます。

2

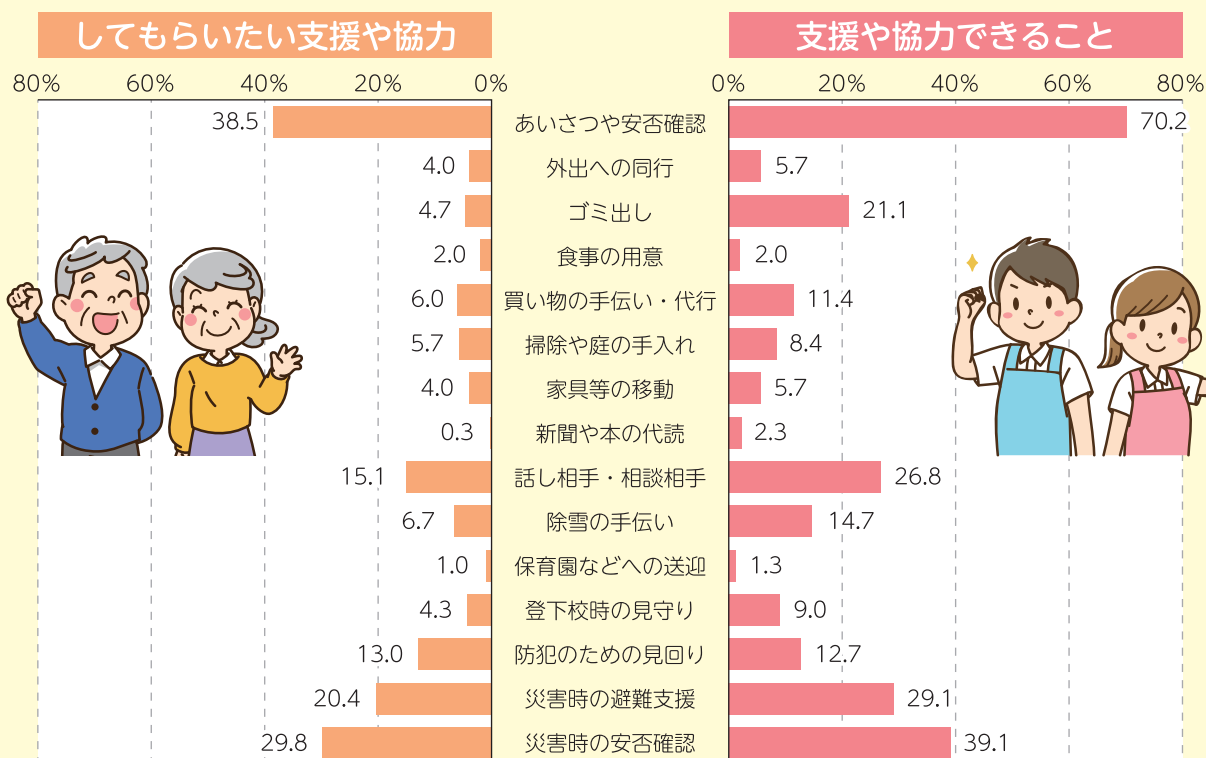
地域福祉の視点



地域福祉活動を進めるには、公的サービスが整備されるだけでなく、「お互いさま」の気持ちに立ち、地域での助け合いが必要です。

地域での支援や協力への意識

してもらいたい支援や協力・支援や協力できることの両方で、「あいさつや安否確認」と「災害時の安否確認」が高くなっています。また、「ゴミ出し」「話し相手・相談相手」など、支援してほしいニーズに対して、支援や協力ができるという声が多くなっています。



基本理念

地域で「つながり」を感じ、
安心して暮らせるまち“ひちそう”

つながり、支えあうことで、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる」共生のまちづくりを目指します。

第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画では、この基本理念の下、地域の多様な主体が主体的・積極的に関わる共生社会の実現に向けた4つの個別目標を掲げました。

基本目標1 みんなで支え合い、共に生きる地域づくり

自立と支え合いに向けて、地域の仲間づくりを進めるとともに、住民が困ったときに助け合うことのできる仕組みをつくります。

- (1) 地域における支え合いや支援の強化
- (2) 交流の促進
- (3) 健康・生きがいづくりの推進



基本目標2 さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり

誰もが安心してサービスを利用できるよう、適切な手段での情報提供を行い、すべての人々の権利が尊重される体制の充実を図ります。

- (1) 総合相談体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 福祉サービスの充実



基本目標3 地域福祉推進のための組織や人づくり

地域づくりに意欲を持った人材を育成するための仕組みをつくとともに、福祉を支援するネットワークを強化し、町の福祉を支えるちからの充実を目指します。

- (1) ボランティア活動の推進
- (2) 地域活動の担い手の育成と学ぶ機会の充実



基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

住民一人ひとりが安心して暮らせるよう、その必要な仕組みを住民と行政・町社協が連携してつくります。

- (1) 災害に対する備えと防犯体制の整備の強化
- (2) 地域ぐるみの見守り体制の充実
- (3) 安心できる生活を支える仕組みの整備





基本目標 1 みんなで支え合い、共に生きる地域づくり

(1) 地域における支え合いや支援の強化

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「支援される側」と「支援する側」がつながる取組を進めていきます。

(2) 交流の促進

地域の生活課題を発見するためには、住民同士が顔の見える関係を築くことが大切です。そのために、近所の人と積極的にあいさつや声かけをし、自治会や子ども会などの活動に参加することで、身近な地域で多くの人と交流する機会をつくります。

(3) 健康・生きがいづくりの推進

健康づくりの活動は、社会参加の機会となり、暮らしに生きがいをもたらし、心身の健康にも良い影響を与えることが期待されます。心と体の健康づくりを積極的に支援する環境の整備に取り組みます。

一人ひとりが取り組むこと・ みんなが取り組むこと

- 日頃から近所でのコミュニケーションを意識し、気軽に相談できる関係を築きます。
- 地域行事や交流活動に積極的に参加し、地域での話し合いの場に参加します。
- 運動・栄養教室などの講座に参加します。



行政が取り組むこと

- 見守り活動の推進
- 地域のふれあい場所の推進
- 介護予防や健康教室の開催及び支援

社会福祉協議会が取り組むこと

- 小地域ネットワーク活動の推進
- ちょこっとサポーターの啓発・養成
- 介護予防を目的としたサロン拠点整備



基本目標2 さまざまなサービスが利用しやすい仕組みづくり

(1) 総合相談体制の充実

悩みや困りごとを抱える人を的確に把握するとともに、地域の見守りネットワークをさらに充実させるなど、包括的な支援体制の整備に努めます。

(2) 情報提供の充実

広報誌やホームページ、回覧板などを活用し、常に新しい情報をさまざまな媒体で分かりやすく届ける取り組みを進めます。

(3) 福祉サービスの充実

安心して暮らせる環境を整えるためには、地域全体で支え合う仕組みと、利用者のニーズに応じた福祉サービスの提供が不可欠です。地域住民の意見を積極的に取り入れながら、支援を必要とする人の特性に応じた福祉サービスの充実を図ります。

一人ひとりが取り組むこと・ みんなが取り組むこと

- 見守り活動などを通じて、困っている人を相談窓口へつなげられるように努めます。
- 地域の情報が届きにくい方に対しては、普段からコミュニケーションをとるよう心掛け、必要な情報を伝達します。
- 広報誌やホームページ、回覧板などから、福祉サービスの内容を確認します。



行政が取り組むこと

- 相談窓口と専門機関をつなぐネットワークの構築
- さまざまな媒体を活用した情報提供の充実
- 介護予防サービス等の充実

社会福祉協議会が取り組むこと

- 総合相談窓口の設置
- ホームページによる情報発信
- アウトリーチ訪問活動実施



基本目標 3 地域福祉推進のための組織や人づくり

(1) ボランティア活動の推進

さまざまな課題を抱える住民のニーズが多様化する中、住民・ボランティア・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を担い、地域社会を支えていくことが求められています。ボランティア同士の交流の場をつくるとともに、若い世代がボランティア活動に関心を持てるよう、さまざまなボランティア体験の機会を提供し、参加のきっかけとなる取り組みを進めます。

(2) 地域活動の担い手の育成と学ぶ機会の充実

人口が減少傾向にある中で、福祉人材の育成と確保はますます重要になっています。そのためには、子どもの頃から福祉に触れる機会を増やし、体験や交流を通じて理解を深める必要があります。

今後も、小・中学生を対象とした福祉体験授業などを実施し、福祉に関する講話を聴く機会や実際に体験する場を創出していきます。

一人ひとりが取り組むこと・ みんなが取り組むこと

- 自治会などの地域活動や見守りなどの地域福祉活動に積極的に取り組みます。
- 自分が得意とする分野を生かし、ボランティア活動へ積極的な参加をします。



行政が取り組むこと

- ボランティア情報の提供
- 担い手の育成

社会福祉協議会が取り組むこと

- ボランティア体験を通じた福祉協育の推進
- 福祉協力校指定事業の推進

基本目標 4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

(1) 災害に対する備えと防犯体制の整備の強化

一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者等、支援を必要とする人にどのような支援が求められているかを検討し、災害時における支援体制の整備を推進します。また、防犯についても関心を高めていく必要があります。日常的な見守りや声かけなどが、気付きや防犯活動につながるため、地域住民の協働の必要性が高い分野として活動の充実を図ります。

(2) 地域ぐるみの見守り体制の充実

課題を抱えた人が孤立せず、悩みを抱えたときに安心して相談したり、自ら支援を求めることができるよう、地域全体でお互いに気にかけて関係性を築いていくことが大切です。地域での日常的なつながりを通じた、地域ぐるみで支え合う緩やかな見守り体制を構築します。

(3) 安心できる生活を支える仕組みの整備

対応が難しい課題については、制度や分野を横断した関係職種や機関が協働して対応することが求められます。安心して生活できるよう、課題解決に向けた取組を進めながら、活動を担うさまざまな機関と住民同士のつながりを一層強化していきます。

一人ひとりが取り組むこと・ みんなが取り組むこと

- 自主防災組織や災害ボランティア活動に参加します。
- 日ごろから近所との関わりを持ち、地域による気づきの機会を増やします。
- 生活に困った人がいたら、町や社会福祉協議会等の相談窓口を教えます。



行政が取り組むこと

- 個別避難計画の作成の推進
- 防犯パトロールの推進
- 権利擁護事業の普及啓発

社会福祉協議会が取り組むこと

- 災害ボランティアセンター運営・立ち上げ訓練の実施
- 見守り活動への支援
- 生活困窮世帯への支援

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由により、判断することが難しい、または不安のある人が、その人らしく安心して生活する権利を守る制度です。

地域福祉とも深い関わりがあることから、本町では本計画を「七宗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定しました。

住民が制度を理解し、相談先が明確になり、制度を利用することで安心して自分らしい暮らしを実感できることを目指します。

行政が取り組むこと

- 制度の周知・啓発
- 地域連携ネットワークの強化
- 適切な利用に向けた仕組みづくり・促進
- 支援調整会議の開催



第5期

七宗町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年3月

企画・編集・発行

七宗町 健康福祉課

〒509-0492

岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442 番地 3

TEL 0574-48-1112 FAX 0574-48-1360

URL <https://www.hichiso.jp>

七宗町 社会福祉協議会

〒509-0511

岐阜県加茂郡七宗町神淵 10327 番地 1

TEL 0574-46-1294 FAX 0574-46-0007

URL <https://hichiso-shakyo.jp>